

入門 家族信託

今だから知っておきたい、親の認知症対策

任意後見

身上看護

- ・ 施設入所の手続き
- ・ 日常生活のフォロー
- ・ 介護保険に関する手続き
- ・ 住居に関する手続き

家族信託

財産管理

- ・ 自宅の売却
- ・ 収益不動産の管理
- ・ 現金の活用（運用）

認知症になり判断能力が喪失した場合、日常生活をおくるために必要な手続きが取れなくなります。⇒家族信託で財産管理、任意後見制度で生活サポートを設計

家族信託のイノベーション

従来の方法

一般的な相続対策
(民法)



不自由な
財産管理

遺言
一代のみ

揉める
まとまらない



従来の方法では限界
思い通りにならない

家族信託とのイノベーション

家族信託(信託法)



財産が
凍結しない

渡す順番が
決められる

円滑な手続き
が可能



民法の限界を超える
想いや願いが可能になる

遺言がない場合、相続人間で財産の配分を話し合う遺産分割協議が行われますが、家族信託で承継先が指定されているのであればその必要はありません。

所有権は変わっても利益を受け取る権利は変わらない

現状では

所有者



所有権



収益不動産

利益

名義



信託をおこなうと

委託者兼受益者



家賃収入
売却益

利益



名義

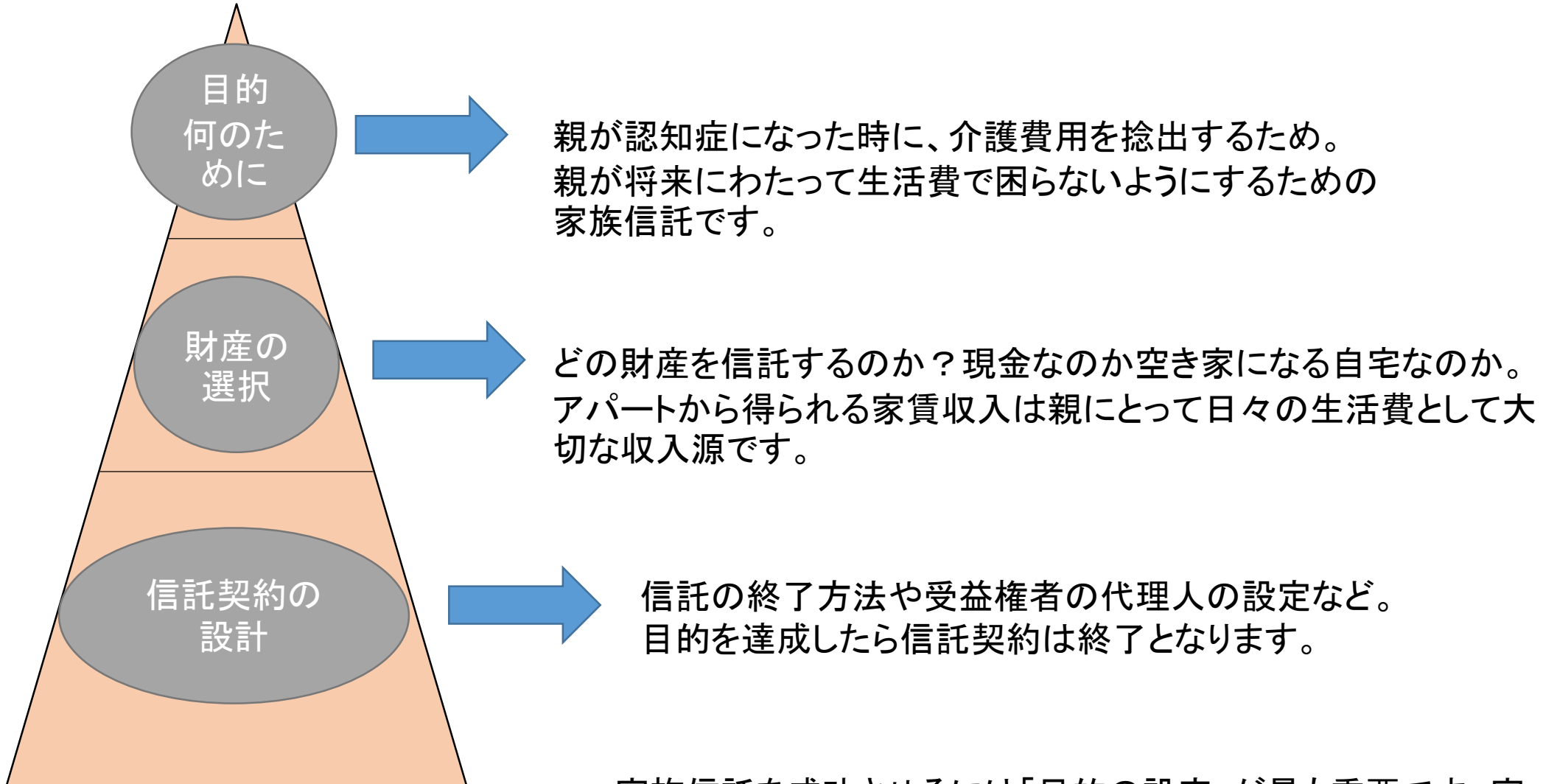
受託者

売買契約
賃貸借契約
大規模修繕
賃料の管理など

所有権移転

財産を預けると所有者が変わります

家族信託の基本的な仕組み



家族信託を成功させるには「目的の設定」が最も重要です。家族が納得できる良い目的を持つことが大切です。

認知症対策と家族信託のスキーム

